

2 射水市訪問型サービスA(緩和基準)サービスコード表
射水市訪問型サービスA(緩和基準)の指定事業者が使用します。

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			給付率	合成 単位数	算定 単位	
A3 1001	イ 訪問型サービス費(緩和)(I)	事業対象者(週1、2回程度)・要支援1	230単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	90%	230	1回につき	
A3 1002					訪問型緩和基準サービスI			80%
A3 1009								70%
A3 1003								90%
A3 1004					訪問型緩和基準サービスI・同一			80%
A3 1010								70%
A3 1005		※月9回以上利用	2,070単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	90%	2,070	1月につき	
A3 1006		訪問型緩和基準サービスI月額			80%			
A3 1011					70%			
A3 1007					90%			
A3 1008		訪問型緩和基準サービスI月額・同一			80%			
A3 1012					70%			
A3 1101	ロ 訪問型サービス費(緩和)(II)	事業対象者(週2回を超える程度)・要支援2	230単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	90%	230	1回につき	
A3 1102					訪問型緩和基準サービスII			80%
A3 1109								70%
A3 1103								90%
A3 1104					訪問型緩和基準サービスII・同一			80%
A3 1110								70%
A3 1105		※月13回以上利用	2,990単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	90%	2,990	1月につき	
A3 1106		訪問型緩和基準サービスII月額			80%			
A3 1111					70%			
A3 1107					90%			
A3 1108		訪問型緩和基準サービスII月額・同一			80%			
A3 1112					70%			
A3 1201	ハ 訪問型サービス費(緩和)(短時間サービス)	事業対象者・要支援1・2(20分未満)※1月につき22回まで	134単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	90%	134	1回につき	
A3 1202					訪問型緩和基準短時間サービス			80%
A3 1205								70%
A3 1203								90%
A3 1204					訪問型緩和基準短時間サービス・同一			80%
A3 1206								70%
A3 1301	特別地域加算	事業対象者・要支援1・2	230単位	所定単位数の15%加算	90%	35	1回につき	
A3 1302					訪問型緩和基準サービス特別地域加算I			80%
A3 1329								70%
A3 1303		事業対象者(週1、2回程度)・要支援1 ※月9回以上利用	2,070単位	所定単位数の15%加算	90%	311	1月につき	
A3 1304					訪問型緩和基準サービス特別地域加算II			80%
A3 1330								70%
A3 1305		事業対象者(週2回を超える程度)・要支援2 ※月13回以上利用	2,990単位	所定単位数の15%加算	90%	449	1月につき	
A3 1306					訪問型緩和基準サービス特別地域加算III			80%
A3 1331								70%
A3 1307		事業対象者・要支援1・2(20分未満) ※1月につき22回まで	134単位	所定単位数の15%加算	90%	20	1回につき	
A3 1308					訪問型緩和基準サービス特別地域加算IV			80%
A3 1332								70%
A3 1311		中山間地域等における小規模事業所加算	事業対象者・要支援1・2	230単位	所定単位数の10%加算	90%	23	1回につき
A3 1312						訪問型緩和基準サービス小規模事業所加算I		
A3 1333				70%				
A3 1313			事業対象者(週1、2回程度)・要支援1 ※月9回以上利用	2,070単位	所定単位数の10%加算	90%	207	1月につき
A3 1314	訪問型緩和基準サービス小規模事業所加算II					80%		
A3 1334			70%					
A3 1315	事業対象者(週2回を超える程度)・要支援2 ※月13回以上利用		2,990単位	所定単位数の10%加算	90%	299	1月につき	
A3 1316					訪問型緩和基準サービス小規模事業所加算III			80%
A3 1335		70%						
A3 1317	事業対象者・要支援1・2(20分未満) ※1月につき22回まで	134単位	所定単位数の10%加算	90%	13	1回につき		
A3 1318				訪問型緩和基準サービス小規模事業所加算IV			80%	
A3 1336		70%						
A3 1321	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	事業対象者・要支援1・2	230単位	所定単位数の5%加算	90%	12	1回につき	
A3 1322					訪問型緩和基準サービス中山間地域等提供加算I			80%
A3 1337			70%					
A3 1323		事業対象者(週1、2回程度)・要支援1 ※月9回以上利用	2,070単位	所定単位数の5%加算	90%	104	1月につき	
A3 1324					訪問型緩和基準サービス中山間地域等提供加算II			80%
A3 1338			70%					
A3 1325		事業対象者(週2回を超える程度)・要支援2 ※月13回以上利用	2,990単位	所定単位数の5%加算	90%	150	1月につき	
A3 1326					訪問型緩和基準サービス中山間地域等提供加算III			80%
A3 1339			70%					
A3 1327		事業対象者・要支援1・2(20分未満) ※1月につき22回まで	134単位	所定単位数の5%加算	90%	7	1回につき	
A3 1328	訪問型緩和基準サービス中山間地域等提供加算IV				80%			
A3 1340		70%						
A3 1401	ニ 初回加算			160単位加算	90%	160	1月につき	
A3 1402					訪問型緩和基準サービス初回加算			80%
A3 1403								70%

A3	1501					90%		
A3	1502	訪問型緩和基準サービス処遇改善加算Ⅰ1	事業対象者・要支援1・2	230単位		80%	32	1回につき
A3	1509					70%		
A3	1503					90%		
A3	1504	訪問型緩和基準サービス処遇改善加算Ⅰ2	事業対象者(週1、2回程度)・要支援1 ※月9回以上利用	2,070単位	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ): 所定単位数の137/1000加算	80%	284	1月につき
A3	1510					70%		
A3	1505					90%		
A3	1506	訪問型緩和基準サービス処遇改善加算Ⅰ3	事業対象者(週2回を超える程度)・要支援2 ※月13回以上利用	2,990単位		80%	410	
A3	1511					70%		
A3	1507					90%		
A3	1508	訪問型緩和基準サービス処遇改善加算Ⅰ4	事業対象者・要支援1・2(20分未満) ※1月につき22回まで	134単位		80%	18	1回につき
A3	1512					70%		
A3	1601					90%		
A3	1602	訪問型緩和基準サービス処遇改善加算Ⅱ1	事業対象者・要支援1・2	230単位		80%	23	
A3	1609					70%		
A3	1603					90%		
A3	1604	訪問型緩和基準サービス処遇改善加算Ⅱ2	事業対象者(週1、2回程度)・要支援1 ※月9回以上利用	2,070単位	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ): 所定単位数の100/1000加算	80%	207	1月につき
A3	1610					70%		
A3	1605					90%		
A3	1606	訪問型緩和基準サービス処遇改善加算Ⅱ3	事業対象者(週2回を超える程度)・要支援2 ※月13回以上利用	2,990単位		80%	299	
A3	1611					70%		
A3	1607					90%		
A3	1608	訪問型緩和基準サービス処遇改善加算Ⅱ4	事業対象者・要支援1・2(20分未満) ※1月につき22回まで	134単位		80%	13	1回につき
A3	1612					70%		
A3	1701					90%		
A3	1702	訪問型緩和基準サービス処遇改善加算Ⅲ1	事業対象者・要支援1・2	230単位		80%	13	
A3	1709					70%		
A3	1703					90%		
A3	1704	訪問型緩和基準サービス処遇改善加算Ⅲ2	事業対象者(週1、2回程度)・要支援1 ※月9回以上利用	2,070単位	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ): 所定単位数の55/1000加算	80%	114	1月につき
A3	1710					70%		
A3	1705					90%		
A3	1706	訪問型緩和基準サービス処遇改善加算Ⅲ3	事業対象者(週2回を超える程度)・要支援2 ※月13回以上利用	2,990単位		80%	164	
A3	1711					70%		
A3	1707					90%		
A3	1708	訪問型緩和基準サービス処遇改善加算Ⅲ4	事業対象者・要支援1・2(20分未満) ※1月につき22回まで	134単位		80%	7	1回につき
A3	1712					70%		
A3	1801					90%		
A3	1802	訪問型緩和基準サービス処遇改善加算Ⅳ1	事業対象者・要支援1・2	230単位		80%	12	
A3	1809					70%		
A3	1803					90%		
A3	1804	訪問型緩和基準サービス処遇改善加算Ⅳ2	事業対象者(週1、2回程度)・要支援1 ※月9回以上利用	2,070単位	(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ): (Ⅲ)×90%加算	80%	103	1月につき
A3	1810					70%		
A3	1805					90%		
A3	1806	訪問型緩和基準サービス処遇改善加算Ⅳ3	事業対象者(週2回を超える程度)・要支援2 ※月13回以上利用	2,990単位		80%	148	
A3	1811					70%		
A3	1807					90%		
A3	1808	訪問型緩和基準サービス処遇改善加算Ⅳ4	事業対象者・要支援1・2(20分未満) ※1月につき22回まで	134単位		80%	6	1回につき
A3	1812					70%		
A3	1901					90%		
A3	1902	訪問型緩和基準サービス処遇改善加算Ⅴ1	事業対象者・要支援1・2	230単位		80%	10	
A3	1909					70%		
A3	1903					90%		
A3	1904	訪問型緩和基準サービス処遇改善加算Ⅴ2	事業対象者(週1、2回程度)・要支援1 ※月9回以上利用	2,070単位	(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ): (Ⅲ)×80%加算	80%	91	1月につき
A3	1910					70%		
A3	1905					90%		
A3	1906	訪問型緩和基準サービス処遇改善加算Ⅴ3	事業対象者(週2回を超える程度)・要支援2 ※月13回以上利用	2,990単位		80%	131	
A3	1911					70%		
A3	1907					90%		
A3	1908	訪問型緩和基準サービス処遇改善加算Ⅴ4	事業対象者・要支援1・2(20分未満) ※1月につき22回まで	134単位		80%	6	1回につき
A3	1912					70%		
A3	2001					90%		
A3	2002	訪問型緩和基準サービス特定処遇改善加算Ⅰ1	事業対象者・要支援1・2	230単位		80%	14	1回につき
A3	2003					70%		
A3	2004					90%		
A3	2005	訪問型緩和基準サービス特定処遇改善加算Ⅰ2	事業対象者(週1、2回程度)・要支援1 ※月9回以上利用	2,070単位	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ): 所定単位数の63/1000加算	80%	130	1月につき
A3	2006					70%		
A3	2007					90%		
A3	2008	訪問型緩和基準サービス特定処遇改善加算Ⅰ3	事業対象者(週2回を超える程度)・要支援2 ※月13回以上利用	2,990単位		80%	188	
A3	2009					70%		
A3	2010					90%		
A3	2011	訪問型緩和基準サービス特定処遇改善加算Ⅰ4	事業対象者・要支援1・2(20分未満) ※1月につき22回まで	134単位		80%	8	1回につき
A3	2012					70%		
A3	2101					90%		
A3	2102	訪問型緩和基準サービス特定処遇改善加算Ⅱ1	事業対象者・要支援1・2	230単位		80%	10	
A3	2103					70%		
A3	2104					90%		
A3	2105	訪問型緩和基準サービス特定処遇改善加算Ⅱ2	事業対象者(週1、2回程度)・要支援1 ※月9回以上利用	2,070単位	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ): 所定単位数の42/1000加算	80%	87	1月につき
A3	2106					70%		
A3	2107					90%		
A3	2108	訪問型緩和基準サービス特定処遇改善加算Ⅱ3	事業対象者(週2回を超える程度)・要支援2 ※月13回以上利用	2,990単位		80%	126	
A3	2109					70%		
A3	2110					90%		
A3	2111	訪問型緩和基準サービス特定処遇改善加算Ⅱ4	事業対象者・要支援1・2(20分未満) ※1月につき22回まで	134単位		80%	6	1回につき
A3	2112					70%		

ホ 介護職員処遇改善加算

ヘ 介護職員等特定処遇改善加算

特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

・「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入